

## 障害をお持ちの方・介護の方への割引のお取扱い

下表に該当する方が障がい者割引運賃の適用となります

	ご本人	介護者
身体障害者	身体障害者手帳の保持者	(一)第1種身体障害者(手帳に記載) (二)12歳未満の第2種身体障害者 (三)身体障害者程度等級表1級(手帳に記載) (四)要介護者(介護の必要がある旨が手帳に記載)
知的障害者	療育手帳の保持者	(一)第1種知的障害者 ・手帳に「第1種」「第2種」区分の記載がない場合 「重度」「A」「2度」以上等の記載がある 《事例》： 「最重度」「重度」 「AA」「A」「A1」「A2」「まるA」「特A」 「1度」「2度」 等 (二)12歳未満の第2種知的障害者 (三)要介護者(介護の必要がある旨が手帳に記載)
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の保持者	第1級精神障害者

- ※注 1. 障がい者割引運賃(特殊割引運賃): 普通旅客運賃の 5 割引  
(ただし、消費税率の変更等により適正な範囲内で調整し、10円単位としています)
2. 上表の内容のうち一つが確認できた場合に割引運賃を適用いたします
  3. 介護の方は障害をお持ちの方と乗車券の種類および有効期間が同一で、同時に購入し一緒に乗車される場合に適用となり、同一料金の対応いたします
  4. 障がい者1人対し、介護者は1人となります
  5. 団体旅客運賃を適用する場合は、障がい者割引は適用外となります

(2018.08.01)